

名古屋市上下水道局告示第1号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、令和7年1月31日までの2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課、同部営業センター及び同部営業所において一般の縦覧に供する。

令和7年1月8日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日
- 令和7年2月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う終末処理場の位置及び名称

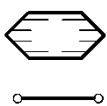
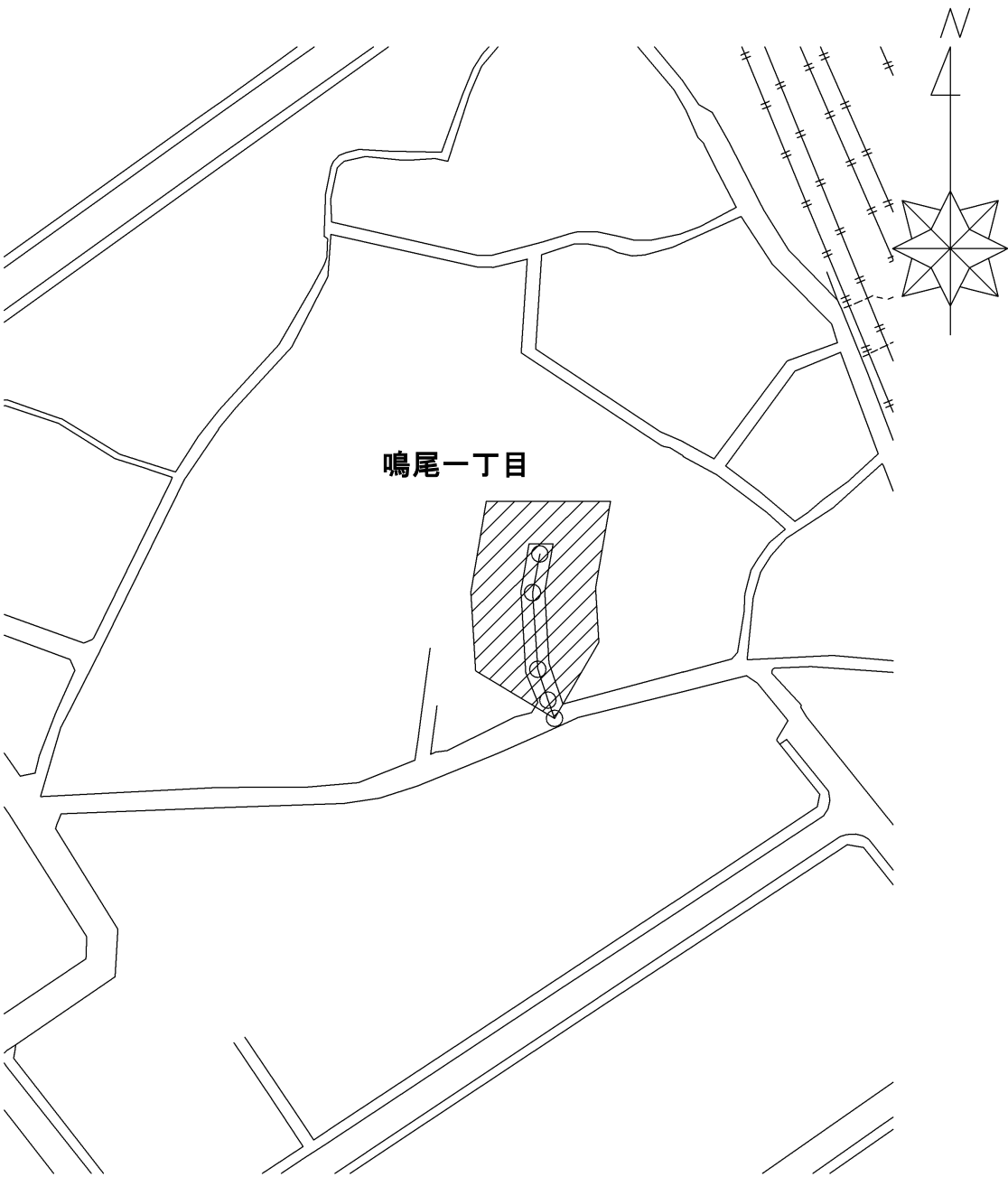
公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区 名	町 名	字・丁目	摘 要	
南 区	鳴 尾 一 丁 目		一部	南区元柴田西町 名古屋市上下水道局 柴田水処理センター
守 山 区	上 志 段 味	樹木 二の輪	〃	北区米が瀬町 名古屋市上下水道局 守山水処理センター
	幸 心 二 丁 目		〃	〃

- 3 供用を開始する排水施設の位置
- 別添図面のとおり
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合 流 式	南区 守山区（幸心二丁目）
分 流 式	守山区（幸心二丁目を除く。）

排水施設の位置図

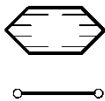
南区（合流式）



供用開始区域
供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

守山区（合流式）



供用開始区域
供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

守山区（分流式）

